

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報
その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

■マイナ保険証を利用しない場合

■マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合

医療情報取得加算1 初診時 3点

医療情報取得加算3 再診時 2点（3月に1回）

■マイナ保険証を利用し診療情報提供に同意された場合

■他院からの紹介状をお持ちの場合

医療情報取得加算2 初診時 1点

医療情報取得加算4 再診時 1点（3月に1回）

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に
ご協力をお願いいたします。

令和6年5月
医療法人 原田医院